

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期子以
平成二十六年六月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成四十六年六月二十日	る利息を支払う。	い、その日以前六月間に属す
						日を支払う。及び十二月二十
						毎年六月二十日及び十二月二十